千葉市告示第647号

道路の供用の開始

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和4年8月 4日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年8月4日

千葉市長 神 谷 俊 一

| 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始期日 |
|-----|--|----------|
| | 花見川区武石町1丁目826番2から 花見川区武石町1丁目1103番14まで | 令和4年8月4日 |
| | 若葉区小倉町1283番1から 若葉区千城台北1丁目4番まで | 令和4年8月4日 |